

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月24日

大磯町長 池田 東一郎

(理由)

相手方に対する早急な賠償を実施するにあたり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 損害賠償額 298,848円
- 賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 事故の概要 令和4年12月21日（水）午後9時35分頃、救急出動中、要請現場前の国道1号下り線上にて右側駐車した車両を後退していたところ、車両誘導員と運転手の安全確認が不十分であったため、救急車を避け赤信号で停車した相手方の自家用車に当該車両の後部が衝突した。
- 対応の経過 令和4年12月21日 事故発生
令和5年1月21日 示談締結